

☆*****☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（○） DB規約（○） DC（ ）
厚年基金（○） 会計基準（ ） その他（ ）

【タイトル】 スチュワードシップ・コード（第三次改訂版）の確定について
／金融庁

☆*****☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

金融庁は6月26日、『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～の第三次改訂版を公表しました。（3月21日に改訂案が公表され、4月20日までパブリックコメント手続きに付されていたもの。）

金融庁 HP : <https://www.fsa.go.jp/news/r6/singi/20250626.html>

2025.4.2 メルマガ「日本版スチュワードシップ・コードの改訂案を公表／金融庁」：
https://www.sa.nissay.co.jp/media/info2025/magazine/n440_nenkin_magazine_20250402.pdf

「日本版スチュワードシップ・コード」は2014年2月に策定され、以後2度の改訂を経てきましたが、2024年6月に「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」から「コーポレートガバナンス改革の実践に向けたアクション・プログラム2024」が公表され、スチュワードシップ・コードの更なる見直しが提言されました。

今回の改訂は、これを受け、2024年10月からの「有識者会議」での検討を経て確定したものです。

今回の改訂では柱となる8つの「原則」の内容に変更はありませんが、各原則の下での「指針」（および注記事項）が改訂されています。ポイントは、大きく次の2点です。

- (1) 金融商品取引法の大量保有報告制度における「共同保有者」の範囲の明確化(2024年5月金商法改正)を踏まえた、「協働エンゲージメント」の促進と実質株主の透明性向上に向けた見直し

[改訂事項] 指針 4-2(新設)

機関投資家は、投資先企業との間で建設的に対話を行うために、投資先企業からの求めに応じて、自らがどの程度投資先企業の株式を保有しているかについて企業に対して説明すべきであり、投資先企業から求めがあった場合の対応方針についてあらかじめ公表すべきである。

[改訂事項] 指針 4-6(指針 4-2 の新設に伴い、指針 4-5 からの遷移)

機関投資家が投資先企業との間で対話を行うに当たっては、単独でこうした対話を行うほか、他の機関投資家と協働して対話を行うこと(協働エンゲージメント)も重要な選択肢である。対話のあり方を検討する際には、投資先企業の持続的成長に資する建設的な対話となるかを念頭に置くべきである。

- (2) 本コードが採用する「プリンシプルベース・アプローチ」(原則主義)の観点から、一定期間の経過により実務への浸透が進んだ箇所を削除・統合・簡略化する等のスリム化/プリンシプル化のための見直し

[改訂事項] (実務への浸透等の観点から、いくつかの指針や注記事項の削除、記述の統合・簡略化が行われています。)

なお、「スチュワードシップ・コード」では、「アセットオーナーである企業年金について、基本的には、基金型・規約型の確定給付企業年金及び厚生年金基金を対象とすることを念頭に置いている。」(同コード注5)とされており、受入れを表明した機関投資家のリストが公表されています(2025年3月31日時点で340件、うち年金基金等87件)。

スチュワードシップ・コードの受入れを表明した機関投資家のリスト:

<https://www.fsa.go.jp/singi/stewardship/list/20171225.html>

また、今回の改訂に伴い、

「現在コードを受け入れている機関投資家等に対して、改訂コード公表の遅くとも6ヶ月後(2025年12月末)までに、改訂内容に対応した公表項目の更新(及び更新を行った

旨の公表と金融庁への通知) を行うことを期待する。」

(金融庁 HP 掲載、別紙3「スチュワードシップ・コードの第三次改訂に当たって」三、4.参照)と、されています。

<補>「アセットオーナー・プリンシプル」との関係について

2024年8月に内閣官房・新しい資本主義実現本部事務局から公表された「アセットオーナー・プリンシプル」では、次のようにスチュワードシップについて記載されています。

[原則5] アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

アセットオーナー・プリンシプル:

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/assetownerprinciples.pdf

【参考】

「アセットオーナー・プリンシプル」に関して、当社から発信する年金NEWSを以下にまとめております。

https://www.sa.nissay.co.jp/_media/info/aop_siryou-ichiran.pdf

***** メール配信サービス (年金NEWS・メルマガ) *****

運営: 日本生命保険相互会社 団体年金部

〒100-8288 東京都千代田区丸の内 1-6-6 日本生命丸の内ビル

TEL 03-5533-5572

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本-年基-202507-170-0145-D